

◆ ケアマネジャーのための情報誌 ◆

ケアマネ SAPPORO

2014.6.1 発行

発行

一般社団法人
札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

〒001-0010
札幌市北区北10条西4丁目1
SCビル2F

TEL 011-792-1811
FAX 011-792-5140

第88号

- P1~2. 一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 会長 由井 康博 『会長就任にあたって』
- P3~4. 札幌弁護士会高齢者・障害者支援委員会 委員 早坂 悟郎 『成年後見制度の使い方(3)』
- P4. 一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会平成26年度役員一覧
- P5. 一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会平成26年度事業計画
- P6. 札幌市からのお知らせ『札幌市認知症ケアスーパーバイズ事業の対象事業所拡大と本格実施について』
- P7. コラムVOL4『地域支援事業のこれから(1)』NPO法人シーズネット理事長 奥田 龍人
- P7. こんにちは！窓口(豊平区)
- P8. 知っ得「事例にみる課題分析の重要性と自立支援」



会長就任にあたって

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 会長 由井 康博

この度5月22日の理事会において、村山会長の後任として選任を受けました。昨年より北海道介護支援専門員協会の会長を務めておられる村山前会長には相談役として残っていただくこととなりました。今後は会長の責務を果たし、会の発展に寄与できるよう尽力してまいります。皆さま、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、今回の理事の方々の所属をご覧いただいてもおわかりいただけると思いますが、居宅介護支援事業所の介護支援専門員だけでなく、グループホーム、サービス付き高齢者住宅、介護保険施設等に所属する介護支援専門員の入会も増えてきております。ケアマネ連協に対する期待の大きさを感じている次第です。

当会は、平成11年に介護支援専門員の自主組織として、情報の共有化、資質の向上、ケアマネ同志

の交流を目的に発足しました札幌市介護支援専門員連絡協議会は、平成24年4月に一般社団法人となり、さらなる向上を目指した取り組みを続けているところですが、改めて当会の活動を確認してみたいと思います。

当会は「市民の市民による市民のための介護文化の創造」を基本方針とし、①市民に見える事業展開 ②専門性の追求、③介護支援専門員の共通基盤の構築、④組織体制の整備を活動指針として活動を行っております。まだまだ充分とは言えない部分もありますので、会員の皆さまにも積極的なご意見をいただきたいと思います。

今現在は約1300名を超える介護支援専門員の皆さんに入会していただいております。市内10区すべてに支部があり、支部を中心とした活動がすすめられていることが大きな特徴かと思っております。各支部

の研修等は少なくとも年4回は開催されておりますので、10区で年間40回以上の研修の機会があり、当会会員は区をまたいでの研修も無料で可能です。また全会員を対象とした「資質向上研修」も年数回開催しております。

また、札幌市からの委託を受けている研修もいくつかあります。従来の「札幌市ケアプラン指導研修会」は、今年から介護支援専門員のケアマネジメント技術の向上を図り、ケアプラン及び介護保険サービスの質を確保することを目的として「札幌市ケアマネジメント能力向上研修」と名称を変えて開催いたします。

このように研修の機会は十分あるかと思っておりますので、ぜひ積極的に活用していただければと思います。

通常の研修の他、今年の3月には区支部役員を対象とした交流会を開催いたしました。「他の区支部はどのように運営しているのか」をテーマとし、困っていること、工夫していることなどを話し合ったところ、区支部定例会のテーマ選定の難しさ、研修会講師選定の情報共有の必要性、役員選任の難しさ・アイデア、地域包括支援センターとの研修共催の工夫、役員間のチームワークを深めるアイデア等々、多くの議論と情報交換がされ、有意義な研修になったと思います。

これらを各区支部で無理なく活かしていただき、区支部の活動がさらに活発になることを願います。

さて、皆様ご存知の通り次の制度改定まで1年をきりました。既に社会保障審議会介護給付費分科会では、さまざまな検討がされ、その内容も公になっております。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法令の整備も進捗中、ケアマネジメントを担う介護支援専門員自身の資質向上、自立支援に資するケアマネジメントに向けた環境整備、介護支援専門員実務研修試験受講要件の見直し、介護支援専門員の研修制度の見直し、主任介護支援専門員の更新制導入と資質向上などが議論されております。介護支援専門員を取り巻く環境はより厳しい状況となっていくことと思っております。いずれにしても今後の国の動向を注視し、次期改定に備える必要はあるでしょう。

各種研修の他、これらの制度改定に関する情報についても、随時ホームページ等で情報提供をさせていただきますので、ご活用いただければと思います。

今後も会員の皆様のご意見を集約しながら、できるだけ多くの皆様が納得できるケアマネ連協の運営をしていきたいと思っておりますので、ぜひ、皆様のお力添えをいただきたいと思います。ご協力とご支援をお願いいたします。

札幌市ケアマネ連協では会の活動に協力していただける方を募集しています



本会会員のケアマネジャーであればどなたでも参加が可能です。

主な活動は、札幌市内のケアマネ向け研修会等の企画・運営です。基本的に月1回程度、終業後の18:30ころから打合せや研修会を実施しています。(交通費支給)

皆同じケアマネですので、忙しくて参加できない場合や緊急の対応で急に欠席となる場合などお互いにサポートします。

活動にご協力いただくことで、ほかのケアマネジャーと横のつながりができたり、情報交換・情報共有による最新情報の入手、気分転換(ストレス解消)など自身の向上のためにも活用いただけると幸いです。

興味のある方はお気軽に事務局までご連絡ください。

札幌市ケアマネ連協 事務局 (担当: 谷)

〒001-0010

札幌市中央区北10条西4丁目1 SCビル2F

TEL 011-792-1811 FAX 011-792-5140

ホームページ <http://sapporo-cmrenkyo.jp/>

(『札幌 ケアマネ』で検索可)



成年後見制度の使い方(3) 最終回

札幌弁護士会高齢者・障害者支援委員会 委員 早坂 悟郎

前号では、市町村長申立ての説明を行いました。今号では、補助人、保佐人、成年後見人がどのような行為ができるかをご説明し、実際の問題解決事例をご紹介します。

○補助人ができること

本人の判断能力が不十分だけれど、後見・保佐を必要とするほどではない場合に、補助人が選任されます（ただし、ご本人の同意が必要）。

補助人が選任されると、被補助人が一定の行為（行為の類型は、選任時に裁判所により定められます）を行うにあたり、補助人の同意が必要になります（同意権）。

補助人の同意なく、同意権が与えられた行為を被補助人が行った場合には、補助人は、被補助人が行ったその行為を法律上取消することができます（取消権）。

また、預貯金の管理など一定の行為について、補助人に代理権が与えられることがあります。

○保佐人ができること

保佐人は、できることは補助人とほぼ一緒で、法律や裁判所が定める一定の行為について、同意権、取消権があり、また、裁判所により、一定の行為について代理権が与えられることがあります。

○成年後見人ができること

成年後見人は、被後見人が行った法律行為について、取消権があります。

また、被後見人の財産を管理する義務を負い、財産に関する法律行為についての代理権があります。

○よくある解決事例

1 浪費をしてしまう方

これは私が補助人になったケースです。統合失調症の方で、グループホームで日常生活自体は可能だけれど、病状が悪化すると、不要なものを通信販売

で購入してしまっ、その度に後悔してしまうという方がいました。補助開始決定と同時に、補助人に重要財産処分についての同意権（取消権）が与えられました。その後、ご本人が通信販売で不要な物を購入するたび、ご本人は後悔して、補助人の私に購入してしまったことを教えてください。そこで、私が、販売業者に対して、取消権に基づき売買契約を取消す旨を通知し、代金債務を負担しなくて済むようにしています（ただし、手元にある商品は返還しなければなりません）。

今も定期的に「契約してしまいました」という連絡が入りますが、その度に契約を取消すことにより、ご本人はなんとか経済的にも精神的にも安定した生活を送ることができています。

認知症のお年寄りにも、病気の影響により、浪費を繰り返してしまう方がいますが、そのような場合には成年後見制度は有用だと思います。

ただし、パチンコなど、その場ですぐにお金を使ってしまうような浪費のケースでは、取消権の行使はあまり意味がありません。

そのようなケースでは、財産管理権を付与された補助人や保佐人、後見人が、ご本人の財産を管理し、ご本人に少しずつ生活費を渡すようにする、などの工夫が必要になってきます。

2 経済的虐待を受けている方

ケアマネさんは、認知症のお年寄り、年金は十分あるのに、家族に財産を管理され、必要なお金を渡してもらえない、家賃、水道光熱費、病院代や施設費用等を支払ってもらえない、という方を目になされていると思います。これは、立派な家族による経済的虐待にあたります。

本当は、支援者の方が、ご家族に、ご本人のお金を適切に管理してもらおうよう働きかけ、円満な解決を図るのが一番なのでしょうが、なかなか理解してもらえない場合も多いと思います。

そのようなときには、成年後見制度の利用を考え

ましよう。

後見人が選任されれば、例えば家族がご本人の銀行口座の通帳を渡してくれなくても、後見人名義の銀行口座を開設し、年金の振込先口座を、後見人名義口座に変更することができます。また、後見人として、ご本人名義の銀行口座を取引停止にして、それ以降の出金をできなくさせることもできます。

これらの手段により、以後の経済的虐待を防止することができます。

このように、成年後見制度は、経済的虐待の防止の手段として有用です。

なお、「これは経済的虐待ではないか」と疑うようなケースを目にした場合には、速やかに、各区の保健支援係に通報されるべきでしょう。「年金が十分あるのに、家賃・施設費・病院代・光熱費が支払えていない」というのは、典型的な経済的虐待のサ

インです。

○今回は、3号連続で紙面をお借りしまして、成年後見制度の利用法についてご紹介させていただきました。

「このような場合には使えるの?」「具体的な利用の手続きが分からない」など、成年後見制度の利用について迷ったら、電話相談「北海道弁護士ホットライン」(TEL:011-251-7707。支援者の方の相談に対応可。)や「ホット」来館・出張相談(ご本人等の同席が必要。予約TEL:011-242-4165)で、弁護士に相談されることをお勧めします。

ケアマネさんは、私たち弁護士が目にするよりもはるかに多くの困難事例を抱えていると思います。今後とも、私たち法律職と、福祉職の方々とが連携して、よりいっそう権利擁護を推進していければと思います。

以上

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会平成26年度役員一覧

役職	氏名	所属
市選出理事	会長	由井 康博 (医) 愛全会 介護老人保健施設アートヒルズ
	副会長	斉藤 潤子 (社) 北海道総合在宅ケア事業団 札幌ケアプラン相談センター
	副会長	南 靖子 (医) 徳洲会 サービス付き高齢者向け住宅徳洲苑しろいし
	副会長 (事務局長)	宮川 亮一 (社医) 禎心会 サービス付き高齢者向け住宅ら・かるま
	副会長	乙坂 友広 (社福) 西平和会 五天山園居宅介護支援事業所
		姉崎 重延 (有) プラクティス
		鈴木 晴美 (社福) 札幌市社会福祉協議会
		義達 奈生美 (医) 東札幌病院 指定居宅介護支援事業所ディ・グリュネン
区支部選出理事(区支部長)	中央区	大島 康雄 さっぽろ社会福祉士事務所
	北区	長崎 亮一 (社福) 札幌山の手リハビリセンター 居宅介護支援事業所ら・せれな
	東区	尾崎 哲 勤医協ふしこ居宅介護支援事業所
	白石区	森枝 朋久 (株) 北海道勤労者在宅医療福祉協会 勤医協ケアプランセンターあゆみ
	厚別区	原田 哲也 (社福) 協立いつくしみの会 指定居宅介護支援事業所かりぷ
	豊平区	和田 賢太 (独法) 地域医療機能推進機構(JCHO) 北海道病院附属居宅介護支援センター
	清田区	菅原 正枝 居宅介護支援事業所平岡
	南区	桧森 道子 (社福) 北海道ハピニス 地域事業部
	西区	木元 国友 (有) アット あいしい介護相談センター
	手稲区	泉 京子 (医) 秀友会 札幌市手稲区第2地域包括支援センター
外部理事	松家 治道	松家内科小児科医院、札幌市医師会
	橋本 伸也	藤女子大学人間生活学部人間生活学科
監事	道林 松美	(社福) 慈啓会 法人本部
	澤田 明美	札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課
相談役	村山 文彦	(社福) 三草会 札幌市東区第2地域包括支援センター

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 平成26年度 事業計画

基本方針

市民の市民による市民のための介護文化の創造を目指し、次の4項目を活動指針とする。

1 市民に見える事業展開を図る

介護支援専門員は、どのような役割を持ち、どのようなことをするのか、市民の理解がまだまだ足りない状況にある。

利用者による選択と決定を前提とした介護保険には、成熟した市民社会の構築とそれを支える介護支援専門員の具体的な事業展開が求められる。

そのため、公益的事業を増やし、市民への働きかけを促進する。

2 専門性の追求を図る

介護支援専門員の存在価値はその専門性にある。そのため、基礎から専門まで一貫した研修体制を確立することを目指す。また、介護支援専門員自らがケアマネジメントなどに関する調査研究を行うことで専門性を追求し、札幌市という風土に合ったケアマネジメントの確立を図る。

3 介護支援専門員間の共通基盤を探り、これを構築する

多職種を受験資格とした介護支援専門員の土俵は「地域」といえる。地域を意識した区支部単位の積極的な活動が求められる。そのため、区支部活動の一層の活発化を図る。

4 一般社団法人としての円滑な活動の推進を図る

公益的事業を担う責任ある団体として独立した活動を推進するため、規定や事務局の基盤整備、委員会等の機能強化を図ることで、円滑な法人運営の定着を目指す。

3 札幌市予防給付ケアマネジメント研修の開催

利用者の自立支援に資する予防ケアプランの立案に関わる知識・技術の習得を目的に開催する。

4 札幌市介護支援専門員新任研修の開催

新任者を対象として、ケアマネとしての基本姿勢や基本的実務の習得を目的に開催する。平成27年3月13日(金)予定

【自主事業】

1 全体研修会の開催

会員を対象にケアマネ業務に役立つ研修を実施する。

平成26年5月22日(金)札幌市社会福祉総合センター4F大研修室

テーマ「高齢者虐待対応について」、講師：札幌市介護保険課

2 ケアマネ受験対策講座の開催

介護支援専門員資格取得を支援するために開催する。

前期 平成26年7月26日(土)札幌市社会福祉総合センター4F大研修室

後期 平成26年9月6日(土)、9月7日(日)北海道自治労会館3F中ホール

3 市民のための介護保険・ケアマネフォーラムの開催

市民の方々に介護支援専門員の役割を理解してもらうことを目的に開催する。〔25年度同様に札幌市介護保険サービス事業所連協との共催予定〕

平成26年10月16日(木)予定

4 ケアマネ資質向上研修の実施

ケアマネの資質向上に向けてテーマ別に研修会を実施する。

7月、9月、11月、1月、3月を予定

5 施設ケアマネ向け事業の実施

施設ケアマネに向けての情報交換会・研修等を実施する。

事業計画

【会務の運営】

1 定時総会の開催

2 理事会の開催(年6回程度)

3 正副会長会議の開催(必要の都度)

4 各種委員会の開催(必要の都度)

5 懇親会の開催

北海道、札幌市、医師会、北海道ケアマネ協会、MSW協会等との懇談会を開催し、情報の共有化を図る。

【広報活動】

1 ケアマネSAPPOROの発行(年6回)

2 ホームページの運営

会の紹介、研修案内、札幌市の情報提供、求人広告等の掲載

3 会員募集の拡大

【区支部活動】

(1) 支部定例会(情報交換又は学習会)の開催(各区年4回以上)

(2) 役員会の開催(必要の都度)

【委託事業】

1 札幌市ケアマネジメント能力向上研修の開催

介護支援専門員のケアマネジメント技術の向上を図り、ケアプラン及び介護保険サービスの質を確保することを目的に開催する。

(1) 全体研修の開催(年2回)

・1回目：平成26年6月5日(木)札幌コンベンションセンター

テーマ「平成27年度の制度改正を前に、ケアマネに期待すること」

講師 厚生労働省老健局振興課 課長補佐(総括) 遠藤 征也 氏

・2回目：平成26年9月22日(月)札幌コンベンションセンター

テーマ「ケアマネリスクマネジメント～介護事故と経過記録の重要性～」

講師 びわこ学院大学 教授 烏野 猛 氏

(株式会社福祉リスクマネジメント研究所 所長)

(2) 各区ケアマネジメント能力向上研修(各区年1回) 11月～12月頃

2 札幌市介護支援専門員指導者研修の開催

主任ケアマネ、包括支援センター及び区保健支援係を対象として、地域のケアマネジャーをスーパーバイズできるような知識・技術習得を目的に開催する。

【その他】

1 関係団体との連携・共催

2 アンケートの実施

3 外部委員会、講演会等への会員の派遣

4 会員の研究・調査等に対する支援・協力

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 H26予算・H25決算

【事業活動収入】

項目	H26予算額	H25決算額	備考
入会金収入	200,000	206,000	入会金
会費収入	5,276,000	5,260,000	年会費
事業収入	2,910,000	2,899,750	各研修事業参加費
補助金等収入	5,617,500	5,617,500	研修事業補助金
負担金収入	0	10,000	協賛金
雑収入	426,700	412,221	広告手数料等
事業活動収入計	14,430,200	14,405,471	

【事業活動支出】

項目	H26予算額	H25決算額	備考
事業費支出	11,917,622	11,669,238	事業活動に伴う費用
管理費支出	2,512,578	1,528,318	法人運営に伴う費用
事業活動支出計	14,430,200	11,669,238	
事業活動収支差額	0	1,207,915	
投資活動収入計	0	0	
投資活動支出計	0	500,000	法人運営安定化積立金積み立て
投資活動収支差額	0	500,000	
財務活動収入計	0	0	
財務活動支出計	0	0	
財務活動収支差額	0	0	
当期収支差額	0	707,915	
前期繰越収支差額	5,297,904	4,589,989	
次期繰越収支差額	5,297,904	5,297,904	

去る5月22日(木)に開催されました平成26年度定時総会にて、各議案が承認されましたことをお知らせいたします。総会の開催要件につきましては、総会開催定足数が696名以上(総会員数1,413名から賛助会員22名を除いた過半数)であり、委任状・書面表決書・当日出席者の総数が815名となり有効に総会は成立いたしました。また、議案事項である、平成25年度事業報告、決算報告は、書面表決承認67名、不承認0名、委任状694名、及び出席者賛成多数により承認され、平成26年度役員を選任につきましても、当日出席者の信任多数により承認されました。

札幌市からのお知らせ

札幌市認知症ケアスーパーバイズ事業の対象事業所拡大と本格実施について

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 認知症支援担当係 延 育子



札幌市では、認知症のケアに悩み、アドバイスを求めている介護保険施設等へ、認知症ケアの専門家を派遣し、個別ケアの相談に応じる「札幌市認知症ケアスーパーバイズ事業」を、平成25年10月末からモデル的に実施しております。平成26年4月1日からは、対象事業所（事業利用可能な事業所）に、複合型サービス事業所と認知症対応型通所介護事業所も加え、本格実施することになりましたので、お知らせいたします。なお、事業の内容や利用の流れについては変更ありません。

対象事業所に所属されている介護支援専門員の皆様は、ぜひ、本事業をご活用下さい。

事業の内容

札幌市内の介護保険施設等からの依頼に基づき、認知症ケアに関する高度な専門的知識、技術を有する指導者（スーパーバイザー）を派遣し、利用者（認知症の方）のケアについて、個別的な指導や助言を行います。

本事業は、利用者の個別ケアに関する相談に応じる事業であり、経営や運営など個別ケア以外に関することや、医療相談、利用者の家族に関する相談については対象外となります。

事業利用可能な事業所

介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護事業所、★複合型サービス事業所、★認知症対応型通所介護
※「★」は平成26年4月1日から追加となった事業所

スーパーバイザー

札幌市が養成した認知症介護指導者でフォローアップ研修を修了しているもの（12名登録）

事業利用の流れについて

- ① 派遣を希望する事業所は、派遣希望日の約1か月前に依頼書を介護保険課（認知症支援担当係）へ提出
- ② 介護保険課（認知症支援担当係）が派遣可能なスーパーバイザーを1名決定し依頼事業所とスーパーバイザーへ決定通知書を送付
- ③ スーパーバイザーが依頼のあった事業所を訪問し、利用者のケアについて助言
- ④ スーパーバイザーが介護保険課（認知症支援担当係）へ報告書を提出

その他

- ・事業所の費用負担はありません。
- ・同一利用者に対しての相談は概ね2回までです。
- ・事業利用後に簡単なアンケートのご協力をお願いいたします。
- ・依頼書等の様式については、札幌市役所ホームページに掲載しております。

～お問い合わせ先・札幌市ホームページアドレス～

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課
認知症支援担当係 延 育子 電話：211-2547
札幌市ホームページ (<http://www.city.sapporo.jp/kai/go/k100cityzen/ni-nti-syoukei.html>)



こんにちは！窓口 特別編

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課
認知症支援担当係長 澤田 明美 さん

4月から現職に異動になりました澤田です。認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指し、認知症サポーター養成講座や徘徊認知症高齢者SOSネットワーク、男性介護者の交流会、認知症サポート医・かかりつけ医フォローアップ研修、高齢者の権利擁護、ケアマネージメント研修会などを担当しています。ケアマネジャーの皆様のお役に立てるよう頑張りたいと思いますのでよろしくお願いたします。



コラムVOL. 4 『地域支援事業のこれから（1）』

NPO法人シーズネット理事長 奥田 龍人



医療法や介護保険法の改正案を一本化した地域医療・介護総合確保推進法案が5月15日の衆院本会議で与党の賛成多数で可決された。この法案には様々な論点があるが、地域包括支援センターやケアマネジャーの業務に大きく影響を及ぼすのが、訪問介護と通所介護が介護予防から外れ地域支援事業に移行することであろう。

「新地域支援構想会議（全社協、JA、生協、さわやか福祉財団などが構成メンバー）」は、『今回の地域支援事業の改編による要支援認定者のニーズへの対応も、単なる家事援助にとどまらず、地域社会との関係の回復・維持の働きかけを行うことが重要である。したがって、新たな地域支援事業は、住民・市民が主体的に担う助け合い活動がきわめて重要な役割を果たすと考えられ、訪問介護、通所介護については、専門職が対応すべきものは別として、基本的には、助け合い活動に移行すべきと考える（新たな地域支援事業に対する基本的な考え方）』と述べている。

しかし、この仕組みづくりはかなり厳しいと思っている。私は、現在NPO法人として支え合い活動なども行っているが、ホームヘルパーが行う生活援助は、住民・市民レベルで行える支え合いのレベルではない。住民・市民の支え合いのレベルを上げていくことは容易ではなく、やはり報酬等による利益誘導が必要で、そうになると担い手は有償ボランティアということになる。有償ボランティアというと聞こえは良いが、最低賃金をクリアするほどの報酬が期待できないことの裏返しともいえる。担い手も限られてくるだろう。

ただ、助け合いの主体である住民・市民も高齢者がメインになることは間違いなく、年金も受給しある程度経済的余裕がある高齢者群の活躍に期待したいものだ。私も現在、そのような仕組みをつくるべく活動中である。（でも団塊の世代って、社会貢献より遊び優先なんだよなあ……）



こんにちは！窓口

顔の見えるつながりをコンセプトに行政や地域包括支援センターの主任ケアマネなどケアマネジャーと関わりの深い方々をご紹介します。

豊平区保健福祉課
保健支援係長 酒井 裕子 さん



4月1日に豊平区保健支援係に着任しました酒井です。着任前は北区の保健支援係にありましたので、ケアマネの皆様には随分とお世話になりました。本当にありがとうございます。今後とも皆様と一緒に頑張っていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いたします。

豊平区第2地域包括支援センター
主任ケアマネ 川野 武人 さん



地域包括支援センターに勤務して7年目になります。地域のケアマネジャーの皆様には日頃よりお世話になっております。困難なケースへの対応に日々奮闘されているケアマネジャーの皆様との相談窓口として、今後も一緒に解決策を考えていきたいと思っております。気軽に相談できる雰囲気でお待ちしておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

豊平区第1地域包括支援センター
主任ケアマネ 高橋 仁恵 さん



みなさまこんにちは。高橋 仁恵(タカハシ ヒロエ)と申します。7年半居宅介護支援事業所でケアマネジャーをしておりましたが、昨年10月より現職となりました。主任ケアマネジャーとして「ひよっこ」の私ですが、少しでも地域のケアマネジャー様のお役に立てるよう頑張りたいと思います。今年度は4月に着任しました奥山と一緒に居宅介護支援事業所へご挨拶に伺い、顔の見える関係を作りたいと考えております。どうぞよろしくお願致します。

豊平区第3地域包括支援センター
主任ケアマネ 千田 晃禎 さん



みなさんこんにちは、豊平区第3地域包括支援センター主任介護支援専門員の千田です。今年度はケアマネ連協豊平区支部さんとの共催での事例検討会を多く企画しました。ぜひご参加いただき顔の見える関係を築きませんか、どうぞよろしくお願いたします。

ケアマネのためのスキルアップ情報コーナー 

知っ得 2時限目

課題分析

事例にみる課題分析の重要性と自立支援

前回、課題分析のプロセスが大変重要というお話をさせていただきました。今回は、事例で課題分析の必要性を見て行きますが、まずは、ありがちな不適切な方法をご紹介します。

事例：Aさん

脳梗塞で治療を受けていたAさん（76歳、女性）は、起き上がり歩行訓練を開始し、歩行可能となり退院。Aさんと同居の娘一家との関係は良好ですが、娘夫婦は仕事があり、孫二人も部活やバイトで帰りが遅く、日中は独居状態。

入院中から粥食を半分しか食べず、体力も筋力も回復してないことから、週2回通所リハを利用し入浴利用、血圧が高いため2週に1回の訪問看護を利用。

昼食は娘が朝支度した粥食を温めて食べ、娘が帰宅後の夕食は、やはり途中で食事を止めてしまうため食事介助。通所リハビリ時でも同様の状態。

Aさんは通所におけるリハビリには参加しますが、熱心ではなく、それ以外は座ったまま、レクリエーションにも参加せず、家でも日中はソファに座ったまま過ごすことが多く、徐々に元気をなくしてきました。

担当ケアマネ①プラン

Aさんはリハビリにも消極的通所であったが、Aさんが在宅で長く生活できるよう、通所でのリハビリを重視したケアプランを作成しました。

ニーズ	目標		援助内容	
	長期目標 (期間)	短期目標 (期間)	サービス内容	サービス種別
リハビリが必要ですが、積極的に参加できない状況です	体力と筋力が回復し、歩けるようになる	意欲を持ってリハビリに参加できる	・リハビリの必要性を説明する ・楽しいリハビリができる環境を整える	医師 ケアマネ 通所リハ
食事に介助が必要です	一人で食事をする事ができる	介助により食事をする事ができる	声かけと食事介助	家族 通所リハ
脳梗塞後の経過を観察する必要があります	脳梗塞の再発を予防できる	疾病再発がない	経過観察	訪問看護

リハビリに誘導しようとしているが、体力低下の背景やリハビリによる歩行機能改善の可能性、食事量増大の可能性についての検討が不足しています。

その後Aさんは・・・

通所リハに通い、歩行訓練も行っているが、自分から動こうとすることがなく、食事でも進みません。医師やケアマネの説明も納得されていない様子でした。ケアマネが自宅訪問した際、娘は「母は頑固だから」と言いました。Aさんは頑固者と理解され、ケアマネやサービス担当者は「やる気がない人には無理だ」という判断をしてしまいました。

【学習のポイント】

- 1 リハビリの必要性の説明はするにしても、それが実感されなければ、Aさんの意欲につながりません。
- 2 食事量が半分なのは、食事動作ができないからではありません。食欲が落ちているために、体力が低下しているということも考えられます。食欲低下→食事量の低下（栄養の問題）→体力の低下、という図式が考えられます。

さあ、不適切な方法をご紹介します。Aさんの課題解決が可能となる必要なアセスメントはどのようなことでしょうか。どのような情報が必要でしょうか。それはなぜ必要なのでしょう。Aさんの課題を解決するために、どのようなケアが必要でしょうか。一緒に考えましょう。

適切な方法は次回にご紹介します。

資料：「MDS方式によるケアプラン作成研修」
日本MDS学会 研修資料及び「インターライ方式による
ケアプランさくせいの方法」インターライ・ケア研修会